社会福祉法人敬世会　役員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人敬世会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規程に基づき、役員の報酬並び費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

（２）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

（３）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員は、社会福祉法人敬世会定款の８条及び２１条に定める役員報酬は無報酬とする。

（費用弁償の支給）

第３条　この法人は、役員がその職務遂行に伴い発生した旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等負担した費用については、支給基準（別表）に基づきこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

（公表）

第４条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附　則

この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

別表

費用弁償規程

社会福祉法人　敬世会

（目的）

第１条　この規程は、職務のため旅行する役員に対する費用弁償について定める。

（費用弁償）

第２条　次の各号に定めるところによる業務について、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

（１）評議員による評議員会への出席

（２）理事・監事による理事会への出席

（３）監事による監査会への出席及び監査立会い

（４）その他理事長が必要と認めた業務

区　　分	１日あたりの支給額
評議員会に出席した場合	３,０００円
理事会・監事会に出席した場合 （住所地が新潟市内にあるもの）	５,０００円
その他のもの	７,０００円

２　理事・監事が職務のため出張命令を受けて旅行する場合は、社会福祉法人敬世会旅費規程を準用し、施設長の旅費に相当する額の費用を支給する。

附　則

この規程は平成２９年４月１日より施行する。